

## 附属書 森林組合総代選挙規程例

(被選挙権者)

第1条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

- 1 法人
- 2 未成年者
- 3 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 4 森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(選挙の期日)

第2条 総代の任期の満了による選挙は、総代の任期が終わる日の7日前までに行う。ただし、総代の任期の終わる日の60日以上前であってはならない。

- ② 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

(選挙区等)

第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。

- ② 選挙区の区分及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、別表のとおりとする。
- ③ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も大きな面積の森林を有する選挙区において投票権を有する。
- ④ 定款第7条第2項第1号の規定により正組合員となった後継者は、当該後継者を正組合員として指定した者が投票権を有する選挙区において投票権を有する。

(選挙の通知)

第4条 組合長は、選挙の期日の10日前までに、総代の選挙を行うべき旨の通知状に、選挙管理者及び投票管理者の氏名、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、選挙区ごとの選挙する総代の数並びに候補者の氏名及び生年月日（候補者が確定していない場合は、候補者の公告方法及び場所）を記載し、これを正組合員に送付しなければならない。

- ② 前項の通知に際して、候補者の氏名を記載する欄及び選挙する総代の数、選挙権の行使の期限、書面で投票する場合の方法を記載した選挙権行使書面（以下「選挙権行使書面」という。）

を交付しなければならない。

「備考」

投票につき連記制を採る組合にあっては、第1項中「、選挙区ごとの選挙する総代の数」を「、選挙区ごとの選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数」に改めること。

(選挙管理者等)

第5条 組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、正組合員のうちから選挙管理者、投票管理者及び開票管理者各1人（投票管理者及び開票管理者にあっては、選挙区ごとに各1人）を指名する。

- ② 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。
- ③ 総代の候補者は、選挙管理者、投票管理者又は開票管理者になることができない。

(選挙管理者の職務)

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票管理者の職務)

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作成して投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- ② 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

(開票管理者の職務)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作成して開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- ② 第5条第2項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねた場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第9条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて当該選挙に係る総代の在任期間中、この組合において保存しなければならない。

(選挙立会人等)

第10条 組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、正組合員のうちから選挙立会人、投票立会人及び開票立会人各3人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各3人）を指名する。

- ② 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。
- ③ 総代の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。
- ④ 選挙立会人、投票立会人又は開票立会人が各3人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごとに各3人）に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は、正組合員のうちから選挙立会人、投票立会人又は開票立会人を各3人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごとに各3人）に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立ち会わせなければならない。

#### （立候補の届出）

第11条 この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を正組合員に通知する日の前日までの間の5日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに公告するとともに、正組合員に到達するよう通知するものとする。

- ② 正組合員（その者が法人である場合には、その業務を執行する役員。以下同じ。）でない者は、自ら総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。
- ③ 総代に立候補しようとする者は、第1項の期間の末日までに、その旨を書面で選挙管理者に届け出なければならない。この場合において、届出の書面には、住所、氏名及び生年月日を記載した書面を添付しなければならない。
- ④ 総代の候補者を推薦しようとする者は、第1項の期間内に選挙管理者に対し、候補者本人（以下この条において「本人」という。）の住所、氏名及び生年月日を記載した書面とともに、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。
- ⑤ 選挙管理者は、総代の候補者となった者の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を第3項の期間の経過後選挙期日の10日前までの間に公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- ⑥ 総代の候補者が立候補を辞退し、又は第4項の規定により総代の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退し、又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文章で選挙管理者に届け出なければならない。
- ⑦ 第5項の規定による公告がなされた後は、総代の候補者又は総代の候補者を推薦した者は、立候補を辞退し、若しくは推薦の承諾を取り消し、又はその推薦を取り消すことができない。

#### 「備考」

立候補制を採らない組合にあつては、本条を削ること。

#### （選挙の方法）

第12条 投票は、無記名投票によって行う。

- ② 投票は、正組合員1人につき1票とし、投票用紙をもって正組合員自ら投票しなければならない。

#### （投票所）

第13条 投票所は、選挙区ごとに投票管理者の指定する場所に設ける。

#### （投票）

第14条 投票管理者は、投票しようとする選挙人が本人であるか否か及び書面による選挙権の行

使を行っていないかを、組合員名簿の記載その他によって確認しなければならない。

- ② 投票用紙は、選挙の当日投票所において、正組合員に交付する。
- ③ 選挙人は、自ら前項の投票用紙に候補者の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。
- ④ 投票用紙に記載する選挙すべき総代の数は、1人とする。
- ⑤ 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

「備考」

- (1) 立候補制を採らない組合にあつては、第3項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。
- (2) 投票につき連記制を採る組合にあつては、第4項を次のように規定すること。
  - ④ 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、選挙区ごとにそれぞれ当該選挙において選挙する総代の数の〇分の1とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、選挙する総代の数が1人のときは、1人とする。

(書面による選挙権の行使)

第14条の2 正組合員は、書面をもって選挙権を行うことができる。

第14条の3 正組合員は、書面をもって選挙権を行うときは、第14条第2項の規定にかかわらず、投票用封筒（（甲）及び（乙）の2種とする。）を用意し、第4条第2項の選挙権行使書面に候補者の氏名を自署し、投票用封筒（乙）に封入し、これを投票用封筒（甲）に封入し、署名し、投票用紙在中と記載の上、選挙期日の前日の業務時間の終了時まで投票管理者に提出しなければならない。

- ② 正組合員は、前項の規定により選挙権行使書面を投票用封筒（乙）に封入する場合には、同項の選挙権行使書面以外のものを封入してはならない。
- ③ 正組合員は、投票用封筒（乙）には、何も記載し、又は添付してはならない。
- ④ 正組合員は、第1項の規定により投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入する場合には、同項に規定する選挙権行使書面を封入した投票用封筒（乙）以外のものを封入してはならない。
- ⑤ 投票管理者は、第1項の規定により投票用封筒（甲）が提出されたときは直ちにこれを開封し、封入されていた投票用封筒（乙）を選挙期日の当日まで誠実に保管しなければならない。
- ⑥ 提出された選挙権行使書面の取扱に関する事項は、総代選挙投票の公正が確保されるよう規約で定める。

「備考」

立候補制を採らない組合にあつては、第1項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

第14条の4 投票管理者は、正組合員の投票が終了したときは、投票立会人立会の上、前条の投票用封筒（乙）を開封し、直ちに封入されていた選挙権行使書面を投票箱に入れなければならない。ただし、第15条の規定により投票を拒否する場合は、この限りでない。

第14条の5 組合は選挙の日から3月間、提出された投票用紙及び選挙権行使書面を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- ② 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ③ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
- 1 当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
  - 3 請求者が前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
  - 4 請求者が、過去2年以内において、前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(代理人による選挙権の行使)

第14条の6 正組合員は、代理人をもって選挙権を行うことができる。

- ② 前項の規定により正組合員が選挙権を行わせようとする代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 1 正組合員
  - 2 その組合員と同じ世帯に属する成年者
  - 3 その組合員の森林を管理する成年者
- ③ 代理人は、5人以上の正組合員を代理することができない。
- ④ 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。
- ⑤ 第14条及び第14条の5の規定は、第1項の規定により代理人をもって選挙権を行う場合に準用する。この場合において、同条第1項中「投票しようとする選挙人が本人であるか否か」とあるのは「当該代理に係る本人が正組合員であるか否か」と、第14条の5中「投票用紙」とあるのは「代理権を証する書面」と読み替えるものとする。

(投票の拒否)

第15条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定する。

(開票)

第16条 開票所は、選挙区ごとに開票管理者の指定する場所に設ける。

- ② 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 1 所定の用紙を使用しないもの
- 2 候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）
- 3 候補者の何人であるか確認することが困難な氏名を記載したもの

- 4 候補者でない者の氏名を記載したもの
- 5 候補者の氏名を自書しないもの
- 6 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙にあつては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代となっている者の氏名を記載したもの
- 7 1票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの

「備考」

- (1) 立候補制を採らない組合にあつては、「候補者」を「被選挙人」に、「候補者でない者」を「被選挙権のないもの」に改めること。
- (2) 投票につき連記制を採る組合にあつては、本条を次のように規定すること。

(無効投票)

第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 1 所定の用紙を使用しないもの
  - 2 候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）
  - 3 1票中に第14条第4項の規定による投票用紙に記載すべき候補者の数を超える数の氏名を記載したもの
- ② 次の各号に掲げる記載は、無効とする。
- 1 候補者の何人であるか確認することが困難な氏名
  - 2 候補者でない者の氏名
  - 3 自書していない候補者の氏名
  - 4 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙にあつては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代となっている者の氏名

(当選者の決定)

第18条 選挙区ごとに、有効投票の多数を得た者をもって当選者とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票を除いて得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

- ② 当選者を定めるに当たり、得票数が同一のものについては、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで決める。
- ③ 第11条の規定による届出のあった総代の候補者の数がその選挙区における選挙において選出すべき総代の数を超えないとき又は超えなくなったときは、当該選挙区においては投票を行わない。
- ④ 前項の場合には、選挙管理者は、直ちにその旨を公告しなければならない。
- ⑤ 前項の公告があつたときは、第11条の規定による届出のあった総代の候補者をもって当選者とする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあつては、第3項から第5項までを削ること。

(当選の通知等)

第19条 当選者が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の住所及び氏名を公告し、その日のうちに当選者から就任承諾を得なければならない。た

だし、当選者から当選を辞する旨の届出があった場合その他やむを得ない事由により期限内に承諾を得ることができない場合は、この限りでない。

(当選者の繰上補充)

第20条 当選者が当選を辞したとき、被選挙権がなくなったとき又は死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって当選者を定めなければならない。

② 前項の規定により当選者が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(就任)

第21条 選挙管理者は、第19条（前条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当選者が定まった日の翌日当選者の住所及び氏名を公告しなければならない。

② 当選者は、前項の公告のあった時に、総代に就任するものとする。

③ 当選者は、前項の規定にかかわらず、現任総代の任期の満了後における次条の規定による当選及び第25条の規定による補欠選挙の場合を除き、前項の公告の日が現任総代の任期の満了の日以前であるときは、その任期の満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選取消しの場合の当選人の繰上補充)

第22条 法第115条の規定により当選の取消しがあったときは、組合長は直ちに第18条の例により当選者を定めなければならない。

② 前項の規定により当選者が定まった場合には、第19条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第23条 第18条から第20条までの規定による当選者がいないとき、選挙すべき総代の数に足る当選者を得ることができないとき、法第115条の規定による選挙の取消しがあったとき、又は同条の規定による当選の取消しがあった場合であって前条の規定により当選者を定めることができないときは、選挙区ごとに、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(欠員の場合の繰上補充)

第24条 選挙後6月以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項ただし書の得票数を有する者で、当選者とならなかったものがあるときは、組合長は第18条の例により、その者のうちから当選者を定めなければならない。

② 前項の場合には、第19条から第21条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第25条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選者を定めることができる場合を除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の総代の定数の3分の1未満であるとき、又は総代に欠員が生じた時が総代の任期の満了前4月以内であるときは、補欠選挙を行わないことができる。

別 表

第1区	大字	〇〇	〇人
第2区	大字	〇〇	〇人
第3区	大字	〇〇	〇人



(注)

総代の選挙において書面又は代理人による選挙権の行使を認めない森林組合にあっては、次のように改正する。

第4条の見出しを「(選挙の通知及び公告)」に改め、同条第1項中「、選挙管理者及び投票管理者の氏名」を削り、「、選挙区ごと」を「及び選挙区ごと」に改め、「並びに候補者の氏名及び生年月日(候補者が確定していない場合は、候補者の公告方法及び場所)」を削り、「送付」を「送付するとともに、これらの事項を公告」に改め、同条備考中「第1項中「、選挙区ごとの選挙する総代の数」」を「「及び選挙区ごとの選挙する総代の数」」に改め、「「、選挙区ごとの選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数」」を「「並びに選挙区ごとの選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数」」に改め、同条第2項を削る。

第11条を削り、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(立候補の届出)

第5条 正組合員(その者が法人である場合には、その業務を執行する役員。以下同じ。)でない者は、自ら総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。

② 総代に立候補しようとする者は、選挙の公告のあった日から選挙期日の3日前までに、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

③ 総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

④ この組合は、総代の候補者となった者の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を選挙期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に公示しなければならない。

⑤ 総代の候補者が立候補を辞退し、又は第3項の規定により総代の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退し、又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

⑥ 第4項の公告のあった日以後において前項の規定による届出があった場合には、この組合は、直ちにその旨を公告するものとする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、本条を削ること。

第14条第1項中「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を削る。

第14条の2から第14条の6までを削る。

第18条第3項及び同条第5項中「第11条」を「第5条」に改める。